

# ～ 船員労働統計母集団調査票 記入要領 ～

- この調査は、船員法に基づき、「船員」の資格を有して、船舶に乗り組んでいる者が対象となります。(いわゆる「船員手帳」の発給を受け、船舶所有者と雇用契約を結び、乗船している者。)
- 報告者は、基本的には船舶所有者となりますが、船舶共有の場合は、船舶管理人、船舶貸借の場合は、船舶借入人、前記に該当しない者で船員を使用している場合は、その使用者となります。
- 調査票は、所有(管理、借入)している一般船舶(漁船、特殊船(引船、はしけ及び官公署船)以外の船舶。)のうち、総トン数20トン以上の全ての船舶について、1船舶ごとに1枚作成して下さい。
- ただし、同時に行っている船員労働統計調査(基幹統計)平成25年6月分調査により報告する船舶については、本調査票の作成は必要ありません。
- 当該船舶が、調査期間中、長期係留又は不稼働等であった場合は、調査票右上の空白箇所にその旨を記載下さい。

**太枠で囲まれた欄のみご記入下さい。**

プリントされている内容が正しいかご確認下さい。

国土交通省

## 船員労働統計母集団調査票

※整理番号 (※印欄は国土交通省で記入いたします)

乗組船員数をそれぞれご記入下さい。  
なお、月の途中で交代があった場合は、1人として計算して下さい。

船名

船舶番号

総トン数

航行区域 (1. 遠洋 2. 近海 3. 沿海 4. 平水)

就航形態 (1. 内航 2. 外航)

用途

1. 旅客船
2. 貨物船
3. RORO船
4. 専用船
5. 油送船
6. 自動車航送船(フェリー)
7. 液化ガス・タンカー
8. ケミカル・タンカー

以下は、「全船員」については、この船舶に乗り組む船員すべてについて、「女性船員」及び「外国人船員」については、「全船員」の内数として記入して下さい。

○ 用途について

兼用船については、「2. 貨物船」として記します。

パーセルタンカー、アスファルトタンカー等の特殊タンク船については、「5. 油送船」として記します。

○ 平成25年6月に支払われた報酬※1の合計をそれぞれの欄に千円単位で記入して下さい。

○ 月の途中で交代があった場合は、前任者と後任者の報酬を日割り計算し、ご記入下さい。

○ 過去にさかのぼってのベースアップ、昇格等によって追求されたものは除いて下さい。

○ 税金、船員保険等を差し引く前のもをご記入下さい。

船長	船長			甲板部職員			機関部職員		
	船員数	報	酬	船員数	報	酬	船員数	報	酬
全船員			000円			000円			000円
うち女性			000円			000円			000円
うち外国人			000円			000円			000円

  

職員	運航士			無線部職員			事務部その他職員		
	船員数	報	酬	船員数	報	酬	船員数	報	酬
全船員			000円			000円			000円
うち女性			000円			000円			000円
うち外国人			000円			000円			000円

部員	甲板部部員			機関部部員			事務部その他部員		
	船員数	報	酬	船員数	報	酬	船員数	報	酬
全船員			000円			000円			000円
うち女性			000円			000円			000円
うち外国人			000円			000円			000円

※1 報酬とは、定期払いを要する報酬(給料、家族手当、職務手当、乗船手当、船内住居手当、老齢船手当、危険品輸送慰労金)及びその他労働協約、就業規則等の定めに基づく割増手当、夜間割増、執職手当、欠員手当、荷役手当、作業手当、通勤手当等をいいます。

ただし、災害一時金、結婚手当、退職手当等の支給事由の発生が不確定なものや夏期・年末手当、賞与等の算定の基礎となる期間が一ヶ月を超えるもの、旅費的正確を有する航海日当については除いて下さい。

○ 職員、部員の区分について

- 船長 → 船長
- 甲板部職員 → 一等～三等航海士
- 機関部職員 → 機関長、一等～三等機関士
- 運航士 → 一号～五号運航士
- 無線部職員 → 通信長、一等～三等通信士
- 事務部その他の職員 → 上記以外の職員 (事務長、事務員、医師等)

- 甲板部部員 → 甲板長、甲板手、甲板員
- 機関部部員 → 操機長、操機手、機関員
- 船舶技士 → 船舶技士

- 事務部その他の部員 → 上記以外の部員 (司厨長、調司手、調司員、旅客に對してサービス業務を行う部員等)

○ 外国人船員について

- ① 当該船舶に乗り組む全ての外国人(女性も含む。)船員についてご記入下さい。
- ② 報酬は全て円建てでご記入下さい。(レートは、平成25年6月1日現在のものをご使用下さい。)
- ③ 職員として乗り組むことが出来る外国人はSTCW条約締約国が発給した資格証明書を受有し、かつ国土交通大臣の承認を受けた者に限ります。従って、これ以外の外国人船員については、部員としてご記入下さい。

調査にご協力頂き大変ありがとうございました。